

第2回

モニターツアーの参加者募集のご案内

ほっこり、あったかな街

須賀川に行こう!

1泊2日



須賀川市は
M78星雲 光の国
と姉妹都市です。



※写真およびイラストはすべてイメージです。

月日(曜)	行 程	食 事
2023 2/25(土)	東京駅 = 須賀川IC = ◎藤沼湖自然公園(そば打ち体験・昼食・温泉入浴) = ◎須賀川市コミュニティプラザ(M78光の町住民登録) 8:30 12:00 15:30 16:00 = ◎円谷英二ミュージアム見学 …… 須賀川市内宿舎 = グランシア須賀川: 農家ライブ(夕食) = 須賀川市内宿舎 16:20 17:00 17:05 18:00 19:30頃	朝: - 昼: ○ 夕: ○
2023 2/26(日)	須賀川市内宿舎 = ○はたけんぼ(農産物直売所でお買い物) = ◎須賀川市民交流センターtette(つるし飾り製作体験) 8:50 9:00 9:45 10:00 … ホテル虎屋(昼食) …… 須賀川市内散策 = ◎須賀川特撮アーカイブセンター見学 = 須賀川IC = 東京駅 11:50 12:30 13:45 14:05 15:15 18:45	朝: ○ 昼: ○ 夕: -

記入例: =バス …徒歩 ◎入場観光 ○下車観光

旅行期間 2023年2月25日(土)~26日(日) 1泊2日

募集人員 20名 最少催行人員10名
※インスタグラムなどのSNSに興味がある方をモニターとして募集しております。

添乗員 全行程1名同行いたします。

集合場所 JR東京駅 鍛冶橋駐車場

食事条件 朝食1回、昼食2回、夕食1回

利用宿泊施設 ホテルウイングインターナショナル須賀川
〒962-0845 福島県須賀川市中町36-1 電話:0248-72-1411(洋室・1名1室利用)

ご旅行代金 お一人様 8,800円(大人・小人共通)
※国内旅行保険は旅行に含まれておりません。各自で加入されることをお勧めいたします。

申込締切 2023年2月16日(木)

集合時間 午前8時15分

利用バス会社 はとバス又は東都バス又は
帝産観光バス又は東京ヤサカバス

申込参加条件

●福島県感染防止対策にご協力いただけること●新型コロナワクチンを3回以上接種済みで、ご出発日の前日までにワクチン有効性を得る日数が経過していること。又は出発日の3日前以降に採取した検体によるPCR検査結果または抗原定量検査の結果が陰性であり、確認ができる証明書などを当日持参できること。●モニターツアーに関するA4用紙2枚程度のアンケートにご協力いただけること。●旅行後にツアーの内容や感想を写真付きでSNSに投稿いただけること。●ツアーの様子を記録した写真や記事等を、須賀川市ホームページ及びSNSに掲載の他、外部への報告や資料作成、広報などに使用することをご了承いただけること。

ご出発時に参加者全員の新型コロナワクチンを3回以上接種した事実がわかる書面(コピー・写真可)またはPCR検査を受けた方は全員が陰性の確認ができる書面(メールの結果通知)を必ずご持参ください。また、本人確認書類(運転免許証等)も必ずご持参ください。出発受付時に添乗員または係員が確認いたします。ご出発時に書面を忘れた場合やご提示いただけない場合はツアーの参加をお断りさせていただきます。その場合は既定の取消料が発生しますのでご注意ください。

新型コロナウイルス
感染予防と
皆様へのお願い

- ①ツアー当日は検温、体調確認を実施いたします。(体温37.5℃以上、咳が出る、喉が痛いなど症状がある方は参加をご遠慮いただく場合がございます。)
※この場合、当社からの旅行代金の返金はありませんので、ご了承の上ご参加をお願いいたします。
- ②ツアー参加中は常時マスクの着用と消毒の徹底をお願いいたします。
- ③バス車中でのお食事はご遠慮いただけます。

本モニターツアーは須賀川市の事業である「体験型交流推進事業業務」の一環として実施いたします。旅行後に須賀川市での体験をインスタグラムなどのSNSで、是非お友達と共有をしてください。また旅行終了後、須賀川市での体験に関するアンケートへのご協力をお願いいたします。尚、謝礼はありません。

承認番号 AFH2202554

旅行条件(要約)【お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認のうえお申し込ください。】

●募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社JTB福島支店(福島県郡山市中町10-14 観光庁長官登録旅行業第64号。以下「当社」といふ)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しの旅行条件書(全文)、出発前にお渡しの最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1)電話、ファクシミリ、専用申込サイトにて、必要事項をお申し出のうえ、下記のお申込金を添えてお申し込みください。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3)お申込金 1,200円

旅行代金に含まれるもの:旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかざりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、各種代金、及び消費税等諸税これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●取消について

この旅行を取消希望の際には速やかに販売店へお申し出ください。この金額を取消料として申し受けさせていただきます。旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けさせていただきます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算して2週間以上前	無料
1. 21日以前	旅行代金の20%
2. 20日以前	旅行代金の30%
3. 17日以前	旅行代金の40%
4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の50%
5. 当日の解除	旅行代金の100%
6. 旅行開始後の解除又は乗換不参加	旅行代金の100%

※新型コロナウイルス感染症の影響により、ツアー実施1週間前には実施可否を判断いたします。新しい状況により変更される場合がございます。

※上記事由によりモニターツアー中止の場合は、取消料は発生いたしません。
●特別補償: 当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。死亡補償金:150万円・入院見舞金:2~20万円・通院見舞金:1~5万円・携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●国内旅行保険への加入について:ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であることがあります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を保障するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することを勧めます。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

●事故等のお申し出について:旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱いについて

(1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内でお申し込みいただいたプレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申し込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。

(2)当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡が必要と当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(3)その他の、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書(全文)の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせは次の部署となります。株式会社JTBお客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川12-3-11 <https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmfom.asp>

●通信販売について

(1)用語の定義:この「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社が代理して販売する当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)(カード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容とする募集型企画旅行契約をいいます。この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(2)契約の申込み:当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下本条において「会員番号等」といいます。))を当社に通知しなければなりません。
 (3)電話等による予約:当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等をご通知しなければなりません。

(4)契約締結の拒否:通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(5)契約の成立時期:通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(6)確定書面:第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところにより特定されます。

(7)情報通信の技術を利用する方法:当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。))を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。))に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(8)旅行代金:通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の債票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けず。また、カード利用日は旅行契約成立日となります。

(9)旅行者の解除権:旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の債票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けず。

(10)当社の解除権等:旅行開始前の解除:通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

(11)旅行代金の払戻し:当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の日から起算して7日以内、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻す旨をご通知するものとします。旅行者は当該通知を行った日をカード利用日とします。

●旅行条件:旅行代金の基準

この旅行条件は2023年1月1日を基準としています。又、旅行代金は2023年1月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第64号 (一社)日本旅行業協会正会員

株式会社JTB 福島支店

〒963-8004 福島県郡山市中町10-14 和久屋ビル2階



旅行業公正取引協議会 協会会員

受託販売

株式会社JTBビジネストランスフォーム

「第2回須賀川市モニターツアー ほっこり、あったかな街 須賀川に行こう!係」

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル 6階

TEL:0120-989-960 FAX:0120-937-224 メール:tohoku-ec@jbn.jtb.jp

営業時間/平日 9:30~17:00 (土・祝日および12/29~1/3は休業)

東京都知事登録旅行業3-7539号

旅行業務取扱管理者: 勝見 優一

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ねください。

WEBからのお申し込みはこちら



ほっこり、あったかな街 須賀川に行こう! (2023年2月25日(土)~ 1泊2日)

JTB福島支店「第2回須賀川市モニターツアー ほっこり、あったかな街 須賀川に行こう!係」行(FAX:0120-937-224)

※FAXの場合は送信後、個人情報保護の観点から、番号の押し間違いにご注意頂き、送信後はお手数ですが着信確認のお電話(TEL:0120-989-960)をお願いいたします。

(個人情報の利用目的の同意)JTB 福島支店はご記入いただいた個人情報をお客様との連絡のため、お客様がお申し込みいただいた旅行において宿泊・運輸機関などの提供するサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用及び当ツアー事業の委託元である須賀川市との間で共有させていただきます。以上に同意の上、ご記入をお願いいたします。

代表者氏名	フリガナ	年齢	性別	男・女
住所	(〒) TEL () - 携帯電話 () - E-mail			
同行者氏名	フリガナ	年齢	性別	男・女
同行者氏名	フリガナ	年齢	性別	男・女
このツアーを知ったきっかけを教えてください。	JTB福島支店のHP ・ 知人・家族等からの紹介 ・ 新聞等メディアチラシが設置されていた ・ その他 ()			

FAXまたはEメールまたは専用申込サイトからお申し込みください。